

# 生駒市法令遵守委員会

## 平成22年度第4回会議

日 時 平成22年11月26日（金）  
午後3時10分から  
場 所 生駒市役所4階 401会議室

### 1 平成22年度における報告書の内容について【資料2、3、8参照】

(生駒市法令遵守委員会・報告書

「要望等の記録・公表制度に係る報告書(平成21年1月)」【資料2】

「要望等の記録・公表制度の機能的で円滑な運用にむけて(平成22年4月)」  
【資料3】

及び「生駒市法令遵守委員会 平成22年度第3回会議録」【資料8】等  
参照)

#### 【報告部分(【資料3】参照)】

(0) はじめに

(1) 要望等の記録・公表制度の運用状況

(2) 要望等の記録・公表制度についての実態調査

#### 【意見部分(案)(【資料8】等参照)】

(1) 公職者から受けた要望等全件記録事務の運用の徹底について

・ 【資料2】19ページ

議員等公職者は、市民生活の様々な課題についての市民の声を直接行政に届けることも非常に重要な活動の1つとなっていることから、  
(中略)

議員等公職者からの要望等については、提案や意見等のすべてを正確に記録し、行政運営に的確に反映されるように公表していくことにより、その透明性を確保しつつ、より効果的な行政運営につなげることが必要であると考えられ、

※ 「単なる照会、相談、意見、情報提供」は、条例第2条第6号に規定された「要望等」に該当すべきなのか。

※ 市議会で一般質問等を行いたいがために問い合わせに来たり、知人の(課税内容に係る)問い合わせに来る公職者もいるようであるが、その場合の問い合わせまで記録する必要はあるのか。

→ 市職員が実際に「要望等」を受けている最中においては、市職員が不当要求であるか否か判断できない場合も多いので全件を記録することとしている。

## (2) 「要望等」に係る例示基準の策定について

・ 条例の規定上においては、不当要求となるか否かによって「要望等」を定義づけていない。

・ 事業に伴う近隣対策等、市側からの働きかけによって受けた要望は、条例第2条第6号に規定された「要望等」に該当するのか。

※ ある時点から突然不当要求行為となる可能性がある。

※ 案件・事業の進捗状況によっては、公表しないことも可能である。

(条例第9条第1項)

・ (窓口等において)市職員の対応によってトラブルとなった案件についても記録すべきなのか。

・ 市職員どおしのトラブルに公職者が関与したような案件についても記録すべきなのか。

## (3) 記録の簡略化について

※ 管理職職員が対応する要望等ともなれば、相当に複雑で多岐にわたることも多く、現状においても「要望等記録票兼報告書」への記録に加えてさらに詳細な文書も作成している。

※ 公表する文章を簡略化しすぎた場合、内容自体が不明となる可能性がある。また、公表した文章によって、新たにクレームを申し出られる可能性がある。

・ 管理職職員への『来訪・電話記録簿』の導入

(「要望等の記録・公表制度」とは別に運用)

※ 仮に導入するのであれば、不当要求行為の検証等のためだけでなく、記録した内容について市民のために活用しなければいけないのではないか。

## 2 その他について

### (1) 前回の委員会において先生方から質問いただいた点について

(事務局より報告)

- ・ 課税課(資産税担当)における要望等記録判定基準

(【資料4】参照)

### (2) アンケート調査について (事務局より報告)

- ・ たけモニ(市民モニター)アンケート (【資料5】参照)
- ・ 市職員へのアンケート (【資料6】参照)

### (3) 法令遵守推進制度の運用状況 (事務局より報告)

(【資料7】参照)

### (4) 次回以降の委員会の日程調整

### (5) その他